

入 札 説 明 書

令和4年度札幌市告示第187号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和5年1月16日

2 契約担当部局

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目

札幌市子ども未来局 子育て支援部 子育て支援課 子育て家庭係

電話：011-211-2988 メールアドレス：kosodatekatei@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

令和4年度シングルママ&パパ スマイルfesta運営業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日までとする。

(4) 履行場所

仕様書による。

(5) 入札書の記載方法

総価で行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4～7年度札幌市入札参加資格者名簿（物品・役務）において、「大分類：役務（一般サービス業）」、「中分類：広告業」の登録がされている者であること。

(3) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）における本店または支店等の所在地が札幌市内であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(5) 札幌市競争入札参加資格者参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は道場例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団員等」という。）に該当しないものであること。

(7) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(8) 告示日を起点とした過去3年間において、札幌市又はその他官公庁が発注した同種の業務に関して履行実績を有していること。

(9) 有料職業紹介事業の許可を得ていること。

5 入札書の提出方法等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ場所

上記2に同じ。

(2) 入札書の受領期限

令和5年1月25日（水）10時00分（送付の場合は必着）

(3) 入札書の提出方法

入札書は別紙1の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

ア 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「〔令和4年度シングルママ&パパ スマイルfesta運営業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに入札書の受領期限までに提出しなければならない。

イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「〔令和4年度シングルママ&パパ スマイルfesta運営業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(4) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

別紙2の様式により、書面の持参、送付又は電送により提出すること。

イ 提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記の告示日から令和5年1月18日（水）17時00分までの間に提出すること。

ただし、持参する場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日、8時45分から17時15分までの間で提出すること。

ウ 回答書の閲覧

令和5年1月19日（木）以降、札幌市子ども未来局子育て支援部の一般競争入札等に係るHP（<https://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/jigyosha/nyusatu.html>）に掲載する。

(5) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときや、調達内容の仕様等に不備があったときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時までに代理委任状を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに下記の場所にて行う。

札幌市子ども未来局大会議室（中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館7階）

(9) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うことができる。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

ただし、札幌市契約規則第 25 条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、上記 3 (8) 及び(9)に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類（契約実績調書（別記様式）、職業紹介事業者許可証の写し等）を令和 5 年 1 月 20 日（金）17 時 00 分までに入札書とは別に提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、差出人アドレスは「札幌市競争入札参加資格（物品・役務）」に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。なお、入札者は、開札日の前日までの間において、当該書類に関して説明を求められた場合はそれに応じなければならない。

(5) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日以内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定期日までに契約保証金の納付がなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 免税業者であることの申出

落札者が消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づく消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに消費税及び地方消費税免税事業者申出書（別紙 3）を提出しなければならない。

(7) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その他が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項

契約書（案）のとおり

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内（札幌市の休日定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記 2 に同じ。

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない

以 上